



甲
第 1
号証

指令平31港湾第170号

許 可 書

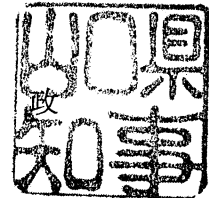
中国電力株式会社

令和元年6月10日付けで申請のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立に係る工事の竣功期間の伸長については、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により許可する。

よって、平成20年10月22日付け指令平20港湾第442号による免許書の別紙（2）指定書の一部を下記のとおり改める。

令和元年(2019年)7月26日

山口県知事 村岡 嗣



記

免許書別紙（2）指定書第2項中「9年9月以内」を「13年3月以内」に改める。



甲
第 1
号証

指令平 3 1 港湾第 1 7 0 号

許 可 書

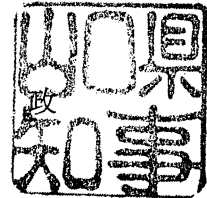
中国電力株式会社

令和元年 6 月 1 0 日付けで申請のあった熊毛郡上関町大字長島地先の公有水面埋立に係る工事の竣功期間の伸長については、公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 1 3 条ノ 2 第 1 項の規定により許可する。

よって、平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日付け指令平 2 0 港湾第 4 4 2 号による免許書の別紙（2）指定書の一部を下記のとおり改める。

令和元年(2019年)7月26日

山口県知事 村 岡 嗣



記

免許書別紙（2）指定書第 2 項中「9 年 9 月以内」を「1 3 年 3 月以内」に改める。